

これからの3種混合ワクチン（DPT）及び4種混合ワクチン（DPT-IPV）の 取扱いに関する考え方

日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会

平成26年3月12日付けで厚生労働省健康局結核感染症課より「3種混合ワクチンの製造販売業者から4種混合ワクチンの供給量が確保されたため、今後、3種混合ワクチンの製造は行わず、順次販売を中止していくとの連絡がありました。このため、3種混合ワクチンの在庫不足が想定される今夏以降、入手が困難となった場合には、供給量が確保されている4種混合ワクチンをご使用ください。なお、3種混合ワクチン及び単独不活化ポリオワクチンの接種から4種混合ワクチンの接種に途中から変更となる場合に、不活化ポリオワクチンの接種回数が5回とにならないよう、予め接種スケジュールへの配慮をお願いします」旨の事務連絡が各都道府県予防接種担当課に対して発出されました（添付資料参照）。

多くの会員は、4種混合ワクチンが導入された当初は、「4種混合ワクチンは3種混合ワクチン未接種かつポリオワクチン未接種の者を接種対象者とする」とされていまして、3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチン、それぞれの接種を実施されてきたと考えられます。昨今は、単独の不活化ポリオワクチン接種開始したものの4種混合ワクチンへの変更を希望する者には、4種混合ワクチンでの接種ができるようになり、児への負担も少なくなりました。

ただ、4種混合ワクチンの導入や経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンの移行に際して、それぞれ必要な回数が完了できずに、今でも3種混合ワクチンを必要とする児は、その数は多くはないものの、残っていると思われまます。

3種混合ワクチンの在庫不足が想定される今夏以降の対応について、日本小児科学会予防接種・感染症対策委員会の考え方を示します。

【例1】経口生ワクチン（OPV）2回接種済みであるが、3種混合ワクチンの接種が完了していない。
（対応策）

- (1) 定期接種実施要領に従い、速やかに3種混合ワクチンでの接種を完了する。
- (2) 3種混合ワクチンが入手困難となった場合
 - 1) 4種混合ワクチンを使用する（定期接種として可能とされています）。
 - 2) 市町村へ問い合わせ、市場に残っている別メーカーの3種混合ワクチンを入手して接種する。

【例2】不活化ポリオワクチンは4回接種済みであるが、3種混合ワクチン接種が完了していない。
（対応策）

- (1) 定期接種実施要領に従い、速やかに3種混合ワクチンでの接種を完了する。
 - (2) 3種混合ワクチンが入手困難となった場合、市町村へ問い合わせ、市場に残っている別メーカーの3種混合ワクチンを入手して接種する。
- *海外では、野生株由来の不活化ポリオワクチン（wIPV）だけを5回以上接種している国は存在しますが、日本では不活化ポリオワクチンの4回を超える接種後の有効性及び安全性は検討されていません。不活ポリオワクチンの接種回数が5回以上にならないように配慮してください。

【例3】不活化ポリオワクチン、3種混合ワクチンともに3回接種済みであるが、追加接種が完了していない

（対応策）
4種混合ワクチンでの追加接種を行う。

事 務 連 絡
平成26年3月12日

各都道府県予防接種担当課 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

3種混合ワクチン（DPT）及び4種混合ワクチン（DPT-IPV）の
取扱いについて

平素より、予防接種行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、3種混合ワクチンの製造販売業者である①一般財団法人阪大微生物病研究会、②北里第一三共ワクチン株式会社、③武田薬品工業株式会社及び④一般財団法人化学及血清療法研究所より、4種混合ワクチンの供給量が確保されていることから、今後、3種混合ワクチンの製造は行わず、順次販売を中止していく旨の連絡がありましたので、お知らせいたします

各製造販売業者や卸売販売業者等から公表される3種混合ワクチンの販売中止時期に関する情報にご留意ください。

今後、3種混合ワクチンの入手が困難となった場合には、供給量が確保されている4種混合ワクチンを使用させていただきますようお願いいたします。

また、3種混合ワクチン及び単独不活化ポリオワクチンの接種から4種混合ワクチンの接種に途中から変更となる場合には、不活化ポリオワクチンの接種回数が5回以上とならないよう、予め接種スケジュールへの配慮をお願いいたします。

上記の内容を貴管内市町村及び接種医療機関に周知していただきますよう、お願いいたします。